

(第2号様式)

## 確認（変更）審査に関する契約書

1. 株式会社東北建築センター（以下「当社」という。）、は申込書及び添付図書に記載された建築物等の計画が建築基準法第6条第1項（建築基準法第6条の2第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項）の建築基準関係規定に適合しているかについて審査し、適合している場合は確認済証を交付する。
2. 建築主は、当社の業務遂行に必要な範囲内において、引受を行った建築物等の計画その他必要な情報を遅滞なくかつ正確に当社に提供しなければならない。
3. 当社は、前項の審査にあたり、当該申し込みに係わる計画に建築基準法関係規定への適合の判断が困難である部分がある場合は、建築主又は設計者に対して説明又は追加の説明書の提出を求めることができ、また、建築主はそれに応ずる。
4. 建築主は、当社に対して当社が規定する手数料を現金で支払う。
5. 建築主は建築確認済証の交付前に確認申請取り下げ届を当社に提出した場合は、当社は第1項にかかわらず審査を中止し、提出された確認（変更）審査契約関係書類を建築主に返却する。この場合、手数料は返還しない。
6. この契約書は2通作成し、当事者記名押印の上。各自1通を所持する。

平成 年 月 日

(同一団地内において複数棟の同時申請を行う場合において、下欄にその全てを記入いただければ、当該申請に対し1通の契約書でも可とする。)

申請地の地名地番： \_\_\_\_\_

—

建築物等の名称： \_\_\_\_\_

—

建築主 住所

氏名

印

仙台市泉区泉中央3丁目2-10

指定確認検査機関

株式会社 東北建築センター

代表取締役 高橋 真也 印